

平成 21 年 12 月 9 日

山井 政務官 殿

階 政務官 殿

年金記録回復委員会

さる 11 月 18 日にお預かりしました別添メモ（以下「メモ」といいます）につき、当委員会としての検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

当委員会としてはその使命から、社会保険庁による、迅速かつ事実に即した記録回復を重視しており、目下そのための記録回復の基準づくりを急いでいるところであります。

ただ、受給者・加入者・事業主の態様は千差万別なので、不公平感やモラルハザードを極力排除する必要から、もっぱら実務的な観点からの検討を行いました。

その結果、メモの中の社会保険庁が行うこととされている記録回復のための「新たな訂正基準」と「補足基準」の記述部分に関しては、日本年金機構発足後のベテラン職員の不足状況からみて、当面は、個別事案の心証形成を必要とするような回復基準の設定は回避し、比較的短時間で可能な調査項目と、それによる判断要素の少ないシンプルで画一的な記録回復基準の設定が必要であるとの見解が、多数を占めています。

既に第 1 段階としては、メモにご指摘のような部分も含め、幾つかの新基準の設定を行なったところでありますて、引き続き、第 2 段階の基準設定に進む予定であります。

その際、誤回復率が僅少であることについての国民の理解を得るために、第三者委員会での地方分も含む「非あっせん事例」の分析結果が、ぜひとも必要で、その分析結果を受けての再検討により、当委員会としての第 2 段階の基準追加策を検討したい、と考えております。

ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

(以上)